用途地域の構成

国土交通省、「都市計画:都市計画制度の概要」。

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000043.html,(参照2025-10-03)

-種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかね た住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150 m²までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500m2までの 一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、 1.500m2までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が 建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000m2までの店舗、 事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホ テル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これ と調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。 住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。 住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住 宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。 危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てら れますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。 れます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てら

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、 住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

建築物用途の制限 B土交通省.「都市計画:都市計画制度の概要」. https://www.mlit.go,jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000043.html,(参照2025-10-03)

(用途地域内の建築物の用途制限):建てられる用途 <:原則として建てられない用途 ①、②、③、④、▲、△、■:面積、階数などの制限あり	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域*	備考
	共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅で、非住宅部分の床面積 対以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	非住宅部分の用途制限あり
	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	1	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	①:日用品販売店、食堂、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。②:①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ。2階以下。③:2階以下。 ④:物品販売店舗、飲食店を除く。■:農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	2	3	0	0	0	•	0	0	0	0	4	0	
店	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	3	0	0	0	×	0	0	0	0	4	0	
店舗等	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	0	0	0	×	0	0	0	0	4	0	
-	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	0	0	×	0	0	0	0	4	0	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	×	×	×	
事	1,500㎡以下のもの	×	×	×	A	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	▲:2階以下
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	
等	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	0	0	×	0	0	0	0	0	0	
ホテル、	旅館	×	×	×	×	A	0	0	×	0	0	0	×	×	0	▲: 3,000㎡以下
遊戯施設·	ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	A	0	0	×	0	0	0	0	×	0	▲: 3,000㎡以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	A	A	×	0	0	0	A	A	A	▲:10,000㎡以下
俗麗	麻雀屋、パチンコ屋、勝馬投票券発売所、場外車券場等	×	×	×	×	×	A	A	×	0	0	0	A	×	A	▲: 10,000㎡以下
設設.	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	Δ	×	0	0	0	×	×	A	▲:客席10,000㎡以下 △客席200㎡未満
	キャバレー、料理店、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	A	×	×	0	▲:個室付浴場等を除く
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0	
きずせ	病院、大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	×	×	0	
	神社、寺院、教会、公衆浴場、診療所、保育所等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工場・倉庫等	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	0	×	0	0	0	0	0	0	
	自家用倉庫	×	×	×	1	2	0	0	•	0	0	0	0	0	0	①: 2 階以下かつ1,500㎡以下②: 3,000㎡以下■: 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	1	1	1	•	2	2	0	0	0	0	作業場の床面積 ①:50㎡以下、②:150㎡以下 ■:農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。 ※著い、騒音を発生するものを除く。
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	2	2	0	0	0	0	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	
	自動車修理工場	×	×	×	×	1	1)	2	×	3	3	0	0	0	0	作業場の床面積 ①:50㎡以下、②:150㎡以下、③:300㎡以下 原動機の制限あり

注 本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではない